

令和4年度
保育所（園）等の利用のご案内
（保育園、幼稚園、認定こども園）



すくすくジャパン!

【お問い合わせ先】

雲仙市福祉事務所 子ども支援課 子育て支援班

〈住所〉〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地

〈電話〉0957-36-2500

雲仙市

もくじ

①教育・保育給付認定・入所申込等について・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
○教育・保育給付認定について	
○保育必要量（保育時間）について	
○教育・保育を受けられる施設・事業所について	
○利用の手続きの流れ	
②保育園・認定こども園（保育）入園について・・・・・・・・・・・・	P4
○利用申込に必要な書類について	
○保育を必要とする理由・証明書類について	
○年度途中の利用申込の受付期間について	
③幼稚園・認定こども園（教育）入園について・・・・・・・・・・・・	P5
○幼稚園等に入園することができるのは	
○認定申請について	
○認定申請に必要な書類	
○預かり保育について（1号認定のみ）	
④市内保育園等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
⑤保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
○保育料の決定	
○教育・保育給付認定区分・階層による保育料	
○幼児教育・保育無償化について	
○副食費の免除対象の範囲	
○雲仙市すこやか子育て支援事業	
○保育料の納入方法	
⑥入所中の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
○利用期間や年齢到達について	
○教育・保育給付認定の変更について	
○保育所（園）を退所する場合	
○認定こども園を退所する場合	
⑦こんなサービスもあります・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12

1 教育・保育給付認定・入所申込等について

教育・保育給付認定について

教育・保育施設を利用するにあたって、必要なものです。保護者が「家庭で保育ができない理由」の有無やお子さんの年齢により認定申請を行ってください。（認定区分は、以下のとおりです。）

教育・保育給付 認定区分	お子さんの年齢	保育の必要性	利用ができる施設
1号認定（教育）	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定（保育）		あり	認可保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定（保育）	満3歳未満		

保育必要量（保育時間）について

保育の必要性あり（2号・3号）と認定を受けた場合は、その理由により、さらに「保育必要量」を認定します。認定区分は、保育を必要とする理由により標準時間と短時間の認定があり、保育施設の最大利用可能時間が異なります。

<保育標準時間認定>

1日最大11時間 利用できます（時間外保育を除く）

※ 該当する方は、ご希望により保育短時間を選択することもできます。

保育を必要とする理由	認定期間及び入所承諾期間
月120時間以上の就労	小学校就学前まで ※雇用期限がある場合は、雇用期限の属する月の月末まで
妊娠・出産	出産予定月の前2か月（前々月）の月初日から、出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
保護者の疾病や障害	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）
同居の家族や親族の介護等	
災害等の復旧にあっている	
虐待・DVのおそれがある	
入所を希望する児童以外の子どもの育児休業中	育児休業が終了する日の属する月の月末まで
大学・専門学校に通学している人	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）

<保育短時間認定>

1日最大8時間 利用できます（時間外保育を除く）

保育を必要とする理由	認定期間及び入所承諾期間
月48時間以上120時間未満の就労	小学校就学前まで ※雇用期限がある場合は、雇用期限の属する月の月末まで
求職活動中	入所日から90日を経過する日の月末まで。 連続して同認定を受けられるのは2回目まで。最長6か月程度

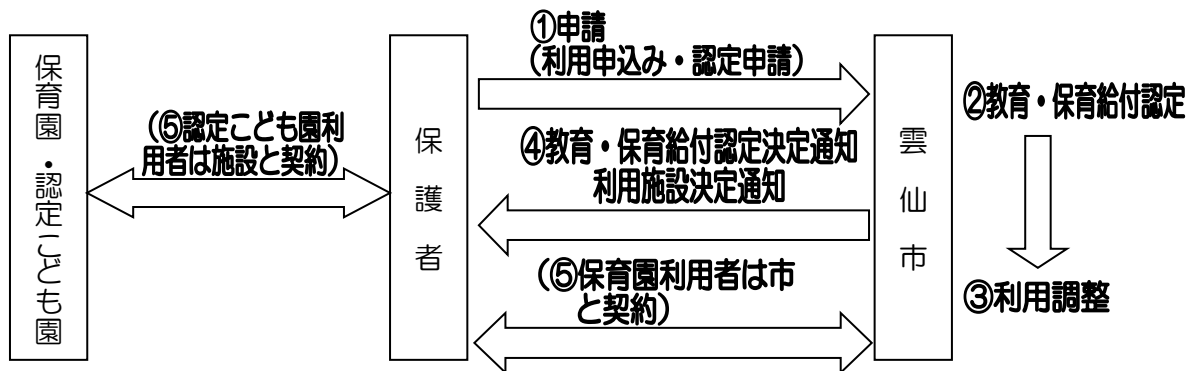
教育・保育を受けられる施設・事業所について

- 【保育園】 保育園は、就労や出産などのため、家庭で保育のできない保護者にかわって保育を行う施設です。
- 【認定こども園】 保育園と幼稚園の両方の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。
- 【幼稚園】 小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。満3歳児から就学前までのお子さんに対して1日4時間程度の教育を行います。
※ 市内の幼稚園は、全て認定こども園へ移行しています。
※ 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（市外）については、利用手続きは各施設で行い、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

利用の手続きの流れ

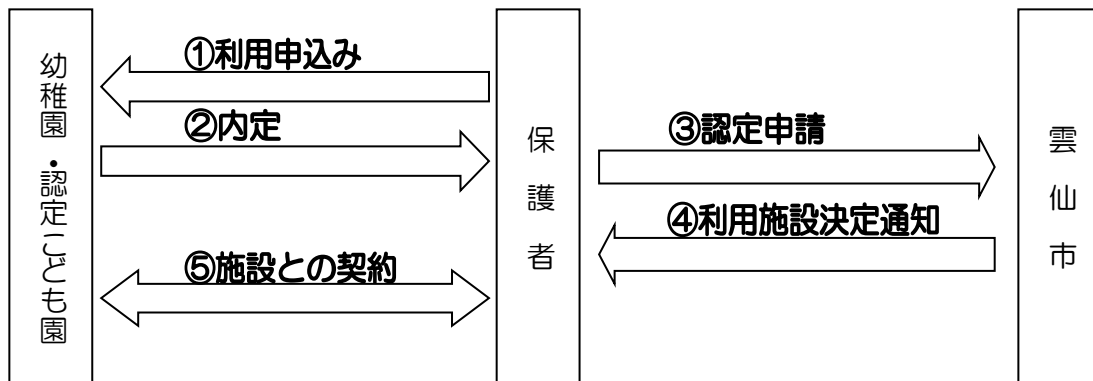
【2号認定、3号認定の手続き】

保育園や認定こども園（保育）への入園を希望する保護者は、利用申込みと同時に教育・保育給付認定の申請を行わなければなりません。申請の流れは下の図のようになります。



【1号認定の手続き】

幼稚園、認定こども園（教育）を希望する1号認定の手続きは、原則として下の図のようになります。希望する保護者は、幼稚園や認定こども園で利用内定を受けた後に、雲仙市に教育・保育給付認定の申請を行ってください。



- 保育園・認定こども園【保育】への入園を希望される場合は、市受付窓口にて入所申込書を受け取り、市受付窓口へ提出してください

※ 希望する保育園等を決める際は、施設を見学し、保育内容や立地などを確認してください。

2 保育園・認定こども園（保育）入園について 2・3号

認定申請・利用申込に必要な書類について

<必ず提出が必要な書類>

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書
- ② 保育を必要とする証明書類（両親ともに必要です。）

保育を必要とする理由・証明書類について

※ 就労・復職証明書や保育を必要とする申立書は、市窓口を設置しております。

保護者の状況など	必要な書類
会社等に勤務している人 勤務内定の人	・就労・復職（予定）証明書 （就労中・雇用予定・復職予定についての事業主による証明 産休・育休から復帰する場合は、復職予定年月日の記載があるもの）
病気、負傷および心身に障害のある人 または病気や心身に障害のある同居 の親族を常に介護している人	・保育を必要とする申立書（自営業以外） ・診断書等病院の医師からの証明 または、障害者手帳等の写し（療育・精神）
自営業・農業・漁業に従事している人	・保育を必要とする申立書（自営業・農業・漁業等） （就労時間・従事日数等の記入が必要）
妊娠中の人、出産後間もない人	・保育を必要とする申立書（自営業以外） ・母子健康手帳等（出産予定日のわかるもの）の写し
震災、風水害および火災等の復旧にあ たっている人	・保育を必要とする申立書（自営業以外） ・罹災証明書の写し
虐待やDVの恐れがある人	・保育を必要とする申立書（自営業以外） ・公的機関の証明書の写し
現在、求職中の人	・保育を必要とする申立書（自営業以外） ・ハローワークカードの写し等
職業訓練校や大学、専門学校等に通学 している人	・保育を必要とする申立書（自営業以外） ・在学証明書等
入所を希望する児童以外の子どもの 育児休業中である人	・就労・復職（予定）証明書 （事業主による証明）
福祉事務所長が認める前各号に類す る状態にある人	・保育を必要とする申立書（自営業以外） ・家庭で保育ができないことを証明する書類

【保育料について】

7～8 ページをご確認ください。

年度途中の利用申込の受付期間について

申込書類の受付期間・・・**入所希望日の1か月前から2週間前まで**

※ 必要書類はすべて揃えてから申し込みください。

ご不明な点がありましたら、子ども支援課へお尋ね下さい。

3 幼稚園・認定こども園（教育）入園について 1号

幼稚園等に入園することができるのは

幼稚園、認定こども園（教育）は、子どもが3歳以上で教育を希望する場合に利用する施設です。「保育を必要とする理由」がなくても利用できます。

認定申請について

幼稚園、認定こども園（教育）を利用する場合、各施設の内定を受けてから、市に申請してください。利用の手続きの流れについては3ページの【1号認定の手続き】を参照ください。

ただし、新制度に移行していない私立幼稚園の利用手続きは、各施設で行い、教育・保育給付認定は必要ありません。（雲仙市内の幼稚園は、すべて認定こども園へ移行しております。）

【保育料について】7～8ページを参照ください。

幼稚園、認定こども園（教育）の保育料は、令和元年10月から無償化のためかかりません。

※ 新制度に移行していない私立幼稚園の保育料は、各施設で決定します。

認定申請に必要な書類

認定申請は、以下の書類を揃えて、市受付窓口に提出してください。

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書
- ② 各施設の内定書

預かり保育について（1号認定のみ）

<対象者・利用料>

- 共働き世帯など保育の必要な3歳児から5歳児までの子どもが対象です。無償化の対象となるためには、「保育を必要とする理由」の認定を受ける必要があります。（下の表をご確認ください。）

（注）原則、幼稚園・認定こども園を経由しての申請となります。

- 教育認定の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円上限まで預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 満3歳になった日から最初に迎える3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（最大月額1万6,300円上限まで）

※ 日額450円が上限

（例） 7時 10時 14時 18時

	保育標準時間（開所時間内11時間）		
2・3号認定			
1号認定のみ	預かり保育（有料）	教育認定（無償化）	預かり保育（有料）
1号認定 （預かり保育有）	預かり保育（無償化対象）	教育認定（無償化）	預かり保育（無償化対象）

★ご不明な点は子ども支援課または各施設へお尋ねください。

4 市内保育園等一覧

令和4年度 市内保育園、認定こども園（予定）

令和3年11月現在

	園名	所在地	電話番号	認定区分			休日 保育	一時 保育
				1号	2号	3号		
保 育 園	中央保育園	国見町多比良乙 275-4	78-3125	—	○	○	—	○
	土黒保育園	国見町土黒乙 139-2	78-2274	—	○	○	—	○
	八斗木保育園	国見町土黒庚 357	78-3450	—	○	○	—	○
	あさひ保育園	国見町神代甲 900-3	78-2816	—	○	○	○	○
	神代保育所	国見町神代乙 527	78-2813	—	○	○	—	○
	円福寺保育園	瑞穂町西郷乙 208	77-3000	—	○	○	—	○
	岩戸保育園	瑞穂町西郷丁 505	77-3001	—	○	○	—	○
	洗心保育園	瑞穂町伊福甲 201	77-2727	—	○	○	—	○
	正覚寺保育園	瑞穂町古部甲 1632	77-4190	—	○	○	—	○
	大福寺保育園	吾妻町古城名 383	20-0383	—	○	○	—	○
	あそか保育園	吾妻町栗林名 385-1	38-2151	—	○	○	—	○
	和光幼児園	吾妻町大木場名 38-5	38-7770	—	○	○	○	○
	すぎのこ保育園	愛野町甲 634-1	36-1772	—	○	○	—	○
	愛野保育園	愛野町乙 830-1	36-0131	—	○	○	—	○
	恵燈保育園	小浜町北本町 21	74-5260	—	○	○	○	○
	北串保育園	小浜町山畑 1715-5	74-9014	—	○	○	○	○
	飛子保育園	小浜町飛子 1883-1	74-9056	—	○	○	○	○
串山保育園	南串山町甲 2783-2	88-3803	—	○	○	○	○	
八幡保育園	南串山町丙 9803-3	88-2177	—	○	○	○	○	
南串保育園	南串山町丙 1176	88-3317	—	○	○	—	○	

	園名	所在地	電話番号	認定区分			休日 保育	一時 保育	預かり 保育
				1号	2号	3号			
認 定 こ ど も 園	くにみ幼稚園	国見町多比良丁 180	78-3852	○	○	—	—	○	○
	くにみ子ども園	国見町多比良丙 189-2	78-2263	—	○	○	○	○	—
	うせん辻幼稚園	吾妻町馬場名 416	38-3306	○	○	○	—	○	○
	小さき花の幼稚園	愛野町乙 771	36-0063	○	○	○	—	○	○
	どんぐりこども園	愛野町乙 5683-4	36-2118	○	○	○	—	○	○
	なかよしこども園	千々石町乙 226-1	37-3017	○	○	○	—	○	○
	なかよしこども園 (分園)あすなる保育園	小浜町南本町 794	74-3088	○	○	○	—	○	○
	小浜こども園	小浜町北本町 207	76-0117	○	○	○	○	○	○

5 保育料について

お子さまが保育所（園）等の利用を開始した場合、3号認定（0歳児～2歳児）の間毎月、保育料を納付していただきます。

保育所（園）利用の方は雲仙市へ、認定こども園利用の方は各施設へ納付することとなります。

保育料の決定

施設を利用する月に応じて、前年度または当年度の保護者等の市民税額（所得割、均等割）により決定します。

	利用月	市民税該当年度
利用月と市民税年度	4月から8月まで	令和3年度の市民税額で算定
	9月から3月まで	令和4年度の市民税額で算定

- 保護者（父・母）の市民税の合算額で算定されますが、父母の年収が合算して103万円以下の場合、父母だけではなく同居の扶養義務者（祖父母等）の市民税額により算定します。

※ 雲仙市在住の方については、原則書類の提出は必要ありませんが、未申告などで税情報が確認できないときは、申告をお願いする場合があります。

- 国、地方公共団体等への寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除については、保育料算定上、控除の対象となりません。（これらを控除する前の税額で保育料を算定します。）
- 保育料の年齢区分は利用する児童の当該年度4月初日の年齢で決定します。

※ 年度途中で年齢が上がり、3号から2号に認定が変更した場合でも、その年度中は、保育料の変更はありません。

～令和3年1月1日以降に転入された方へ～

平成30年10月から個人番号（マイナンバー）により、課税情報を確認できるようになりました。

※ 海外勤務・未申告等により、申告ができない場合は、収入が証明できるものの提出をお願いしております。

教育・保育給付認定区分・階層による保育料

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、1号認定及び3歳児以上の児童の保育料が無償化となりました。

<1号認定保育料 幼稚園・認定こども園（教育）>

階層	階層区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯	
3	所得割額 77,100 円以下	
4	所得割額 97,000 円以下	
5	所得割額 211,200 円以下	
6	所得割額 211,201 円以上	

<2号認定・3号認定保育料 保育所（園）・認定こども園（保育）>

階層	階層区分	2号認定		3号認定	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯			0円	0円
3	所得割額 48,600 円未満			17,000 円	14,600 円
4	所得割額 97,000 円未満			26,000 円	22,300 円
5	所得割額 169,000 円未満			32,000 円	27,400 円
6	所得割額 301,000 円未満			35,000 円	29,800 円
7	所得割額 397,000 円未満			38,000 円	32,200 円
8	所得割額 397,000 円以上			38,000 円	32,200 円

3号認定でひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の減免

※ 下記2階層～4階層の一部に該当する方のみ対象

階層	階層区分	3号認定		
		標準時間	短時間	
2	市民税非課税世帯	0円	0円	
3	所得割額 48,600 円未満	第1子	8,000 円	6,800 円
		第2子以降	0円	0円
4の 一部	所得割額 77,100 円以下	第1子	9,000 円	9,000 円
		第2子以降	0円	0円

※ 3号認定保育料には、給食費を含みません。

※ この保育料のほかに、各施設によっては、行事代、バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。

給食費（主食費・副食費）について

令和元年10月から、1号・2号認定利用児童の給食費は、原則保護者が負担することとされました。ただし、所得が一定額未満の世帯については、国の基準により副食費が免除されます。

また、国基準で免除にならない世帯の副食費は、雲仙市副食費助成事業により免除されます。

幼児教育・保育無償化について

【対象者・利用料】

- ① 保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

(注) 無償化されるのは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの児童です。
認定こども園などの1号認定については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。

- ② 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

※ 雲仙市が独自で実施している「すこやか子育て支援事業」による第2子以降の保育料の免除は引き続き実施します。

副食費の免除対象の範囲

国の免除については、年収360万円未満相当の世帯の1号・2号認定子ども及び第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額について市を通じて園へ支払います。それ以外の子ども分は市の「雲仙市副食費助成事業」により免除し、相当額を市から直接園へ支払います。

<1号認定（教育提供のみ）> ※預かり保育時の副食費は対象となりません。

国階層	国階層区分	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	国免除	国免除	国免除
2~3	所得割額 77,100円以下			
4~5	所得割額 77,101円以上	市免除	市免除	

<2号認定保育料 保育所（園）・認定こども園（保育）>

国階層	国階層区分	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	国免除	国免除	国免除
2~4の一部	所得割額 57,700円未満			
4の一部 ~8	所得割額 57,700円以上	市免除	市免除	

※ 2号認定でひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の減免

国階層	国階層区分	第1子	第2子	第3子以降
2~4の一部	※ひとり親世帯等 所得割額77,100円以下	国免除	国免除	国免除
4の一部 ~8	※ひとり親世帯等 所得割額77,101円以上	市免除	市免除	

※ 多子のカウント方法について

	1号	2号
所得割額 57,700円未満 ※ひとり親世帯等 77,100円以下	年齢に関わらず被監護者の数による	
所得割額 57,700円以上 ※ひとり親世帯等 77,101円以上		

雲仙市すこやか子育て支援事業

複数の児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、雲仙市では、平成28年度より、第2子以降が保育所（園）、幼稚園、認定こども園に入所する場合の保育料を免除（無料化）しています。保育園等に入所する児童に、同保護者が養育する兄弟がいる場合に、保育料が免除されます。

ただし第2子以降が3歳以上児については幼児教育・保育無償化に伴い申請不要です。

☆ご注意ください☆

保育料の免除を受けるためには申請が必要です。

住所が違う兄弟がいる場合は、養育していることを証明する書類を提出していただくことがあります。また、保育園等に入所する児童の兄弟であっても、既に就労等により保護者が養育していない場合は、兄弟として数えません。

なお、大学・専門学校等への進学で保護者が養育しているという場合は、在学証明書等が必要となります。

保育料の納入方法

保育所（園）の保育料の納入方法は以下のとおりです。（幼稚園、認定こども園については、施設に納入します。各施設へお尋ねください。）

□座振替・・・便利な口座振替がご利用いただけます。

＜利用できる金融機関＞

十八親和銀行・島原雲仙農協・九州信漁連、ゆうちょ銀行、九州労働金庫（九州ろうきん）

＜振替日＞

毎月25日（25日が金融機関休業日の場合は、その翌日以降の最初の営業日に行います。）
残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月10日（10日が休業日の場合は、その翌日以降の最初の営業日）に再振替を行います。

＜手続き＞

雲仙市口座振替納付（新規・変更・解約）依頼書が市内の各金融機関に用意してありますので、保護者名義の預金通帳及び届出印（通帳印）を持参して、各金融機関で手続きができます。
お手続きいただきました翌月から口座振替での納付となります。

納付書・・・納付書を郵送いたします。納期限までにお支払いください。

＜納付場所＞

- 雲仙市役所・各総合支所・雲仙出張所
- 十八親和銀行・島原雲仙農協・九州信漁連・ゆうちょ銀行、九州労働金庫（九州ろうきん）
- 市指定コンビニエンスストア

納付期限は、毎月末日（土・日・祝日等の場合は直前の金融機関営業日）です。

＜クレジットカード・電子マネーによる収納＞

○ 納付書のバーコードをスマホ・タブレットで読み取り、24時間どこでも納付できます。

＜督促手数料の徴収について＞

納入期限を過ぎた保育料については、督促手数料が加算されます。
早期の納入を心がけてください。

⑥ 入所中の手続きについて

利用期間や年齢到達について

施設を利用できる期間は、最長で小学校就学前まで、もしくは、保育を必要とする期間（教育・保育給付認定の認定期間）までになりますが、**必ず年1回の現況届の手続きが必要**です。（毎年1月頃）

★ 新たに保育所（園）等に入所する児童については、産休・育休明けや新たに仕事を始める場合、就労開始日の2週間前から利用を希望することができます。

なお、3歳未満（3号認定）のお子さんの中で、教育・保育給付認定期間が3歳誕生日の2日前となっている場合、満3歳に伴い2号認定になるため、福祉事務所から教育・保育給付認定変更通知書が送付されます。（手続きの必要はありません。）

ただし、1号認定へ変更を希望される場合は、教育・保育給付認定変更手続きが必要です。

※ 利用期間については、利用施設決定通知に記載されております。

教育・保育給付認定の変更について

教育・保育給付認定内容等に以下のような変更があった場合などは、教育・保育給付認定変更の手続きが必要です。

- ① 勤務先を変更した場合、または退職した場合
- ② 出産がわかった場合（出産（予定）日から起算して、2か月前の月初めから認定可能です）
- ③ 婚姻・離婚・死亡等により児童の保護者に変更があった場合（改姓や住所変更も含む）
- ④ 修正・更正・還付申告により市民税が変更になった時
- ⑤ 市外に転出する場合（「退所届」の提出が必要です）
- ⑥ 教育・保育給付認定区分の変更を希望する時
- ⑦ その他、申し込み事項に変更があった場合（市内転居や同居家族の増減等）

就労の雇用期限が定められている・怪我や病気等の治療期間が記入してある場合等は、その期間に応じて認定期間が決定されます。この場合、年度の途中で認定期間が終了することがあります。引き続き利用を希望する方は、必ず保育を必要とする証明書類を添えて、「教育・保育給付認定変更申請書」を市窓口へ提出してください。

※ 教育・保育給付認定区分の変更につきましては、変更申請書を提出いただいた翌月以降または、保育を必要とする理由が変更する日の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

※ 教育・保育給付認定期間が終了しますと退所していただくこととなりますので、早めの提出をお願いします。

保育所（園）を退所する場合

退所を希望する日の1週間前までに市窓口へ必ず「退所届」を提出してください。未提出の場合、保育所に在籍しているとみなされ保育料を納入していただくことがありますのでご注意ください。

認定こども園を退所する場合

認定こども園で退所手続きを行ってください。

7 こんなサービスもあります

● 保育園等の見学

保育所（園）、幼稚園、認定こども園で実際どのような教育・保育が行われているか見学できます。事前に各保育園等にご連絡ください。

● 一時預かり（一時保育）

保護者の疾病等や育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減のために、保育園等に一時的に預けることができます。料金・内容等については、各実施保育園等におたずねください。

● 休日保育

休日に保育ができない場合に預けることができます。詳しくは各実施保育園等におたずねください。

● 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する各種育児支援を行います。

【実施施設（団体）】

くにみ子ども園・洗心保育園・うせん辻幼稚園・すぎのこ保育園・小浜こども園

● 病児保育事業

病気や病気の回復期にある児童を、仕事などで看病できない場合に預けることができます。利用に際しては、子ども支援課への事前登録が必要です。

【病児保育実施事業所】

（施設型）くにみ子ども園病後児保育センター（国見町）

えとう病後児サポートルーム（小浜町）

（訪問型）長崎県看護協会 病児・病後児保育サポートセンター

施設型とは…専用の保育スペースで児童を保育します。

訪問型とは…保育者が家庭を訪問して児童を保育します。保育者は、看護師等の資格を持ち、病児保育に関して一定の研修を受けています。

◎利用料

1人 1,000円／1日（生活保護世帯または住民税非課税世帯は無料）

● サポートセンター事業

子育てサポートセンターは子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育ての手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）がお互いに助けたり助けられたりして育児の相互援助活動を行う事業です。

【援助できる内容】

- 1 保育園や学校などの登園・登校前の預かり及び送り
- 2 保育園や学校・学童保育などの迎え及び帰宅後の預かり
- 3 保育園や学校などが休みの時の預かり
- 4 保護者などの病気や急用などの場合の預かり